

■Special articles

東京医療保健大学大学院「感染制御実践看護学講座」について

診療報酬改正に伴う入院時の感染防止対策加算（100点）の要件となる専任看護師の養成基準による講座

小林 寛伊、坂本 すが、大久保 憲

東京医療保健大学大学院

Curriculum for Infection Prevention and Control Professionals in Nursing.

Hiroyoshi Kobayashi, Suga Sakamoto, Takashi Okubo

Division of Infection Prevention and Control, Postgraduate School, Tokyo Healthcare University

本年3月に、表1に示すように、基本診療の施設基準等の一部改正が行われ、5年以上感染管理に従事した経験を有し感染管理に係る適切な研修を修了した専任あるいは兼任の看護師等からなる感染防止対策チームを組織して、感染防止に係る日常業務をおこなうなどの要件を満たしている場合には、感染防止対策加算（入院初日100点）が認められることになった。

最近、厚生労働省は300床未満の中小施設（7,271病院、全病院の82.0%）における感染制御策に力を入れており、厚生労働科学研究においても、2005年度以来、中小施設の感染制御策の質向上に努力してきた。

そういう中で中小施設においては、6ヶ月間病院業務を中断して既設の全日制認定看護師講習に参加できる看護師は、ごく限られている。2001年－2009年までの看護協会感染管理認定看護師数は、全国で、960人弱であり、しかも約半数は、感染制御の日常業務に携わることが出来ないでいる為、現場での充足数不足に拍車をかけている。看護部の推薦でなく自分で参加して認定された看護師は感染制御日常業務に携われず、また、一部大病院の認定看護師、および、国立機構の職員に限って各施設の推薦で受講できる看護大学校講習後の認定看護師では、1施設に2-3人とだぶついている為に感染制御日常業務に関与できないでいる状況もあって、認定看護師の実働率が低い原因となっているのではなかろうか。

このような現状を鑑み、中小施設において、現職を6ヶ月間全面的に休むことなく業務を続けながら、集中講義、自施設実習（認定インフェクション・コントロール・ドクターによる自施設実習プログラム）、週末講義、e-learning、サーベイランス実施/チェックリストによる病棟ラウンド実績報告、などによって、厚労省の示す7つの項目、つまり、①感染予防・管理システム ②医療関連感染サーベイランス ③感染防止技術 ④職業感染管理 ⑤感染管理指導 ⑥感染管理相談 ⑦洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメント等について、に関する必要単位を取得できるようなカリキュラムを作成し、質の高い、単位制6ヶ月講習を実施すれば、中小施設における修了有資格者の数も増え、感染制御策の日本における、特に中小施設における水準向上に大きな利益をもたらす結果に繋がるものと考えた。

必要な施設における有資格者の数を十分確保することが、普及と水準向上に繋がることは、インフェクション・コントロール・ドクター認定制度（現時点の認定ドクター数5,742名、当初の1999年には6学会でスタートし、現在22学会/研究会に拡大したインフェクション・コントロール・ドクター認定制度協議会が認定）の実績が証明している。

受講申請資格としては、5年以上の感染制御に関する知識と臨床経験とを有する看護師とし、日本病院会が、

既に 2002 年以來継続している感染制御講習会（別添資料 4：修了者 2008 年度までで 3,120 名）修了者、あるいは、同等以上の知識と経験とを有し、自施設内の感染制御活動経験者であることとして、それらの中から受講者を試験によって選抜することを企画した。

2010 年度秋期講習におけるカリキュラム案は、表 3. に示すとおりである。今後、試行錯誤を繰り返しながらも、大学院医療保健学研究科感染制御学専攻の関係者一同、前向きに企画を実践して、教育効果を高めていく努力を継続し、日本における感染制御体制の質向上に寄与していく所存であるので、皆さまの厳しいご指導とあたたいご支援とを切望して止まない。

（企画の詳細は、東京医療保健大学/大学院ホームページ <http://thcu.ac.jp/> をご参照下さい。今期講習申し込み締め切り：2010 年 7 月 12 日（月）事務局担当 塚越義行 TEL 03-5421-7656 Ext.161）

この 6 ヶ月研修の企画に当たっては、常に暖かい理解を示して下さった田村聡明氏、終始中立的立場で適切な助言をして下さった田中慶司先生、甚大なる尽力を続けて下さった荒木 長、寺澤 博、塚越義行、川下範子の各位に、心よりの謝意を表したい。また、東京医療保健大学大学院医療保健学研究科博士課程感染制御学専攻の皆さまに数々のご支援をいただいたことにも深謝する。

■ 文 献

- 1) 清 哲朗.平成 22 年度診療報酬改定とわが国の院内感染防止対策の現状・今後. IC Net Work 2010；

表1 2010年度診療報酬改定の感染制御入院時加算に関わる内容の抜粋

○厚生労働省告示第七十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。平成二十二年三月五日

3 感染防止対策加算の施設基準

(1) 医療安全対策加算1に係る届出を行っていること。

(2) 感染防止に係る部門（以下「感染防止対策部門」という。）を設置していること。ただし、医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としてもよい。

(3) (2)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染防止対策チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師。なお、ここでいう研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

(イ) 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。（6月以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）

(ロ) 感染管理のための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

(ハ) 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

(a) 感染予防・管理システム

(b) 医療関連感染サーベイランス

(c) 感染防止技術

(d) 職業感染管理

(e) 感染管理指導

(f) 感染管理相談

(g) 洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメント等について

ウ 3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

エ 3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師

アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。

当該保険医療機関内に上記のアからエに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は1の(1)のイに掲げる院内感染管理者（医療安全対策加算に規定するもの）を兼ねることができる。また、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務を行うことができる。

(4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者若しくは院内感染防止対策チームの具体的な業務内容が整備されていること。

(5) (3)に掲げるチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。

なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

(6) (3)に掲げるチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。

(7) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等）については、届出制又は許可制の体制をとること。

(8) 地域や全国のサーベイランスに参加していることが望ましい。

4 届出に関する事項

医療安全対策加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式35を用いること。感染防止対策加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式35の 2 を用いること。

表2 院内感染対策診療報酬加算の評価の推移¹⁾

1996 年度診療報酬改定	院内感染対策加算 5 点/日/床新設	施設基準届出施設数	4,342
1997 年度		施設基準届出施設数	6,137
1998 年度診療報酬改定	変更無し	施設基準届出施設数	6,591
2000 年度診療報酬改定	院内感染対策未実施減算 5 点/日/床		
2006 年度診療報酬改定	医療安全対策加算 入院時加算 50 点		
2008 年度診療報酬改定	変更無し		
2010 年度診療報酬改定	感染対策入院時加算 100 点		
	医療安全対策入院時加算 85 点の届け出を行っていることが要件		
		推定施設基準届出可能施設数	500 以下

文献 1. より引用一部改変

表 3 2010 年度秋季講習のカリキュラム案

区分	月 日		0900-1030	1040-1210	1300-1430	1440-1610	1620-1750	課題演習Ⅱ	
1	8月28	土	開講式・オリエンテーション					講座期間中に1日2時間のべ30日60時間の課題演習を電子媒体等を活用して行う。	
集中講義	30	月	(集中講義 5日間)						
	31	火							
	9月1	水							
	2	木							
	3	金							
2	4	土	(土曜日講義)						
3	11	土							
4	18	土							
5	25	土							
指定施設実習	5日間	月	臨地実習 A (A・B選択) (指定施設の臨地実習 A か B のいずれかを受講後、 下表の自施設における臨地実習を受ける。) (1日8時間、5日間)						
		火							
		水							
		木							
		金							
6	10月2	土	(土曜日講義)						
7	9	土							
8	16	土							
9	23	土							
10	30	土							
指定施設実習	5日間	月	臨地実習 B (A・B選択) (指定施設の臨地実習 A か B のいずれかを受講後、 下表の自施設における臨地実習を受ける。) (1日8時間、5日間)						
		火							
		水							
		木							
		金							
11	11月6	土	(土曜日講義)						
12	13	土							
集中講義	20	土	(集中講義 6日間)						
	21	日							
	22	月							
	23	火(祝)							
	24	水							
	25	木							

13	27	土	(土曜日講義・課題演習Ⅰ)	
14	12月4	土		
15	11	土		
16	18	土		
17	25	土		
18	1月15	土		
19	22	土		
20	29	土		
21	2月5	土		
22	11	金(祝)		
23	12	土		
24	19	土		
25	26	土		
26	3月5	土	修了式	

自 施 設 実 習	10月から 2月までの 期間中に 実施	自施設における臨地実習 (上表の指定施設の臨地実習 A か B のいずれかを受講後、自施設において臨地実習を受ける。) <1日4時間、45日程度>
-----------------------	------------------------------	--